

認証材（Certified lumber）を 必要とする時代が来る

林政ジャーナリスト 坂 東 忠 明



◇はじめに

北海道林業の70年、何が変わったかと言えば、それは天然林資源から人工林資源を利用する時代への転換ではなかったかと思います。私たちは森林資源が有限であることを知りました。自然資源に対して賢い利用（Wise Use），そして持続可能な森林管理へ、より高い要求が社会の認識になりつつあるなかで、森林認証制度はそのひとつの選択肢として世界に広がっております。

しかしながら森林認証制度が林業や林産業発展の「切り札」となるかどうかは、この制度に賛同し認証取得した森林所有者、企業の努力、最終消費者の理解が欠かせません。外国生まれの森林認証制度は北海道の文化、林業の歴史的風土にいかに溶け込んでいくのか、その動きを見守りながら、最近の北海道林業の動向とともにその現状について、いくつかお話ししたいと思います。

◇SGEC創設から10年の北海道

日本の『緑の循環』認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council, 以下、SGECと略称）SGECは、我が国独自の認証制度として、平成15年6月に創設されました。翌年9月にはオホーツク管内の佐藤木材工業(株)グループが道内第1号の認証取得者となりました。それから数年間に道内では日本製紙(株)、王子製紙(株)、住友林業(株)など大手の社有林が森林認証（FM認証）を取得し、平成19年にはオホーツク管内の道有林（網走西部）や国有林（網走西部管理署）も取得しました。

その後、市町村有林や民有林の認証面積も増え、平成26年3月末現在、北海道内の森林認証総面積は約88万haと、全国一の認証面積となりました。同時に川下の製材、集成材、プレカット工場、住宅建築業者、素材生産者もCoC管理事業体の認証を取得しました。特にオホーツク管内では紋別市、北見市を中心に、いわゆる森づくりから認証材の製材・加工、住宅建築まで、認証材の森林管理、流通加工過程の管理を示す、ネットワークであるCoC（Chain of Custody）が形成されたことです。

滝上町、紋別市、置戸町、雄武町では地域の認証材を使用した公営住宅の改築、新築、個人住宅への助成事業など、認証材普及の新たな地域需要を掘り起こし、木材の「地産地消」を実践しつつあります。またオホーツク産の住宅用構造材は、札幌圏内外の住宅建

築に使われています。



認証製品の集成材用ラミナ（紋別市）

その認証住宅の着工戸数は年間数100棟前後とわずかですが、建築の住宅メーカーで認証を取得し、「SGEC認証林材使用建築物証明書」を発行できるCoC管理事業体が少ないからです。この「証明書」を制度的に簡略化すれば、認証材の住宅構造材の使用は増える可能性もあります。

以上のように認証材は次第に増えていますが、まだ消費者には知られていないのが現状です。しかし産地証明の普及、木材製品の流通・販売システムの企業間の横断的連携、製品販売網の充実など、ようやく林産業界にも認証製品の流通経路を確認できるトレーサビリティー（Traceability）のシステムに整備されつつあります。

さらに消費者に身近な認証材利用の「見える化」対策も不可欠となります。認証材は消費者の安心と信頼を保証した象徴です。これを最大限に生かした生産者の知恵と経営改善が求められていると思います。

なお、SGECは、平成26年7月にPEFC（Programme for Endorsement of Forest Certification）へ加盟し、平成27年3月には相互承認の申請を行いました。そのため現在のSGEC認証の審査機関・（一財）全国林業改良普及協会（以下「全林協」）・認証審査センターは、平成27年4月からは国際的認証専門機関であるSGS(株)の日本法人・SGSジャパン社に変更となりましたが、「全林協」とはパートナーシップを結び、これまでの認証業務を引き受ける機関としてサポートしていくことになりました。

◇「認証材はありますか」

ある日、あなたの会社に注文があつたらどうしますか。「わが社では扱っていません」と断るしかない場合が多いと思います。実際に私が直接得た情報

ではありませんが、道内のある森林組合に「カラマツ材を住宅用材に使いたい。どこで材を買えばいいか」の問い合わせがあり、その森林組合は「森林認証を取得すれば手に入ります」のアドバイスをしたそうです。さっそく森林認証の取得方法を「全林協」の森林認証審査機関に相談した道外の中堅の建材メーカーがありました。

これは1例ではありますが、消費者と接する木材の需要者サイドから認証材への関心は意外なところから寄せられているのです。本道にはカラマツ、トドマツの豊富な人工林資源があり、安定的に安い木材入手できるマーケットだと思います。しかも森林認証の取得面積は日本一の北海道という評判は全国に知られており、認証材を北海道に買い求める住宅メーカーが道外から進出しても不思議ではないのです。

ところで北海道は梶包材生産出荷で他県に優っています。しかし平成21年に起きたリーマンショックでは、十勝の梶包材生産は一時製材工場の操業休止に追い込まれました。現在でもリーマンショック以前の水準には回復せずその後遺症はいまだ癒えていませんし、また同じことが起きるとも限りません。北海道の林産業は単品製品に特化し、住宅用材の供給面で遅れをとっています。いつまでも一次加工材の原料供給地・北海道という役割だけを背負続けていいものかどうか、考えなければならない時代ではないでしょうか。



認証森林から出材したカラマツ材（興部町）

◇認証材は戦略製品

平成22年6月、国内の森林認証を取得していないミサワホームは「木材調達ガイドライン」を発表し、森林認証材の使用目標を5年後には70%まで引き上げるとしました。ミサワホームはPEFCの認証を受けた海外の木材加工工場から建築材製品を輸入しております。ミサワホームの使用する建築材の大半は輸入材です。ミサワホームは、わずかでありますが、認証由来の道産のカラマツ集成材も調達しています。

ミサワホームの木材調達方針は、第1に産地が特定できること、第2に伐採権が確認されていること（非法伐採等の有無）、第3にSGEC、FSC（Forest Stewardship Council）、PEFCなどの国際認証機関などの認証製品であることとしております。認証材を確保することが会社の経営戦略の中に入っているのです。輸入材の価格動向次第では今後カラマツ材の調

達量が増える可能性もあります。

ミサワホームばかりでなく、他の住宅メーカーも住宅構造材に道産の認証カラマツ集成材を求めています。認証を取得しない住宅メーカーは、産地が表示された認証材に着目しています。建築業界は川上側に適切な森林管理を求め、確実にトレーサビリティを確立して消費者に安心と信頼をPRしようとしているのです。

では認証取得の認定を受けない会社が認証材を取り扱う資格はあるのでしょうか。認証材は建築現場に認証機関が正式に定めた独自のラベルが印字されてはじめて認証材使用の証明書が発行されます。これを消費者が認証材であることを確認することができます。認証材使用の産地証明書のない構造材等を認証材と公表することはできません。認証材の分別・表示違反行為となります。

しかし認証ラベルのない構造材等であっても非認証材として一般材のなかに一部流通しており、これを証明書なしで「認証材由来の材」として表明することは可能であり、審査する立場からみれば悩ましい問題ではあります。

◇選挙公約から政策課題へ

今年4月、統一地方選挙では高橋はるみ知事は4選を果たしました。高橋知事の選挙公約を見ると、重点的に取り組む政策の中に「森林認証制度の普及促進」を推進するとの一文が明記されていました。はじめのことです。今後の北海道の林業政策に注目したいと思います。

すでに平成26年1月には、日本の森林認証団体のSGEC、PEFC、FSCが林野庁長官に対して、東京オリンピックに国産の森林認証材の使用を求める意見書を提出しました。その影響もあったのか、平成27年度の林野庁予算概要では認証材の普及に予算が組まれ、「新たな木材需要創出総合プロジェクト」事業のなかに「森林認証・認証材普及促進対策事業」がつくれられました。ようやく認証制度や認証材が全国的に展開する突破口が開かれようとしています。

林野庁は、当面、平成32年の東京五輪開催に向けて計画されている競技会場建設、関連施設、または都内の再開発など大型ビル建築に日本の高い木質系建築技術を生かそうと考えています。認証材の使用は避けられない状況になってきたと言えそうです。

今、その準備を進めているのが新建築材のCLT（Cross Laminated Timber）です。熱い期待が集まっています。その需要創出と実用化が急がれているのです。

北海道でも道産カラマツ材のCLTの実用的開発が始まったのはご承知の通りですが、すでに他県の大規模集成材工場はすでにその準備を進めています。CLTの実用化が軌道に乗れば、関連木材の新たな用途開発

に連鎖し、木造建築のイノベーション時代の幕開けとなるものと予想されます。新たな木材需要の掘り起こしは、戸建て住宅から高層建築まで幅広い木材市場の形成が国内外に発展する可能性は十分に考えられます。

◇期待を集める道産トドマツ輸出の行方

昨年以来、北海道でははじめて道産トドマツが韓国へ輸出という新聞報道がありました。北海道産の人工林材供給量は増え、道内需要が伸び悩むなかで、平成26年6月、留萌管内では北海道森林組合連合会や商社と連携して、トドマツ丸太約1,800m³を輸出しました。

韓国ではトドマツを垂木に加工しマンションなどの天井裏の補強材に使用するようです。すでに平成23年4月、宮崎県と鹿児島の3つの森林組合は「木材輸出戦略協議会」を設立し、主に韓国へスギ、ヒノキ合わせて4,690m³を輸出し、平成25年度には中国を含め約24千m³の実績をあげています。他県との競争もありますが、トドマツの良さを生かした用途がどう受け入れられるか、今後に注目したいと思います。

韓国は国際的な森林認証制度に加盟しておりませんが、隣国の中国はすでにPEFCに加盟しております。またロシア産丸太については不法伐採等の問題を抱え国際的信用が低いことを考えれば、道産トドマツ認証材の輸出も検討してもよいのではないでしょうか。

◇川上と川下を結ぶ新たな道産カラマツ材の登場

さらにもうひとつ、明るい話題として「コアドライ」（芯持ち柱材）があります。北海道の人工林材には歴史の浅さもあって銘柄などの、いわゆるブランド化した製品は開発途上にあります。すでに以前から間柱用のトドマツ製品は道外から好まれ根強い人気があります。これまでカラマツ材には“売り”となる製品はありませんでした。

ところが林産試が開発したカラマツの“芯持ち柱材”が登場しました。大阪市に本社を置く住宅メーカー(株)創建は、平成21年、旧「木の城たいせつ」の設備を引き継ぎ、ここを拠点に平成26年、栗山町ドライウッド協同組合（5社構成）を設立しました。「道産材100%」をめざす(株)創建の経営戦略を受けて、同協同組合は“芯持ち柱材”に着目して生産・販売を始めたのです。なお、「コアドライ」は新開発技術の特許として登録され、これを商標登録した北海道木材産業協同組合連合会（以下、道木連）に対して、同協同組合は道木連から「コアドライ生産事業者認定」を受けたものです（「北海道新聞記事」参照、2015.8.7）。

「コアドライ」は本誌で紹介されているので省略しますが、芯持ちのカラマツ材は割れ、ねじれると嫌われ、背割れを入れても芯持ちは不可能と言われてきました。林業者にとって“芯持ち柱材”は長年の夢でした。新乾燥技術の開発で、住宅の構造材として十分な

強度性能が保証され、市場で信頼性を得ることになれば、採材歩留まりも向上し、これまでの集成材に続く新たな用途として希望が見えてきたのです。

この新技術を生産販売に乗せ、その先駆となった同協同組合の決断は驚くばかりですが、「コアドライ」が商標登録されて市場に参入するとなれば、道産ブランドの建材として注目されると思います。

平成27年春、(株)創建は「コアドライ」を使用したカラマツ住宅を埼玉県越谷市内に戸建て分譲住宅を販売し、茨城県つくば市内にも建築中と報道されました。(株)創建は今後も関東圏での建築を進めるとしております（「SANKEI・Biz」参照、2015.6.2）。

梱包材から住宅用材への用途拡大は新たな需要の引き金にもなり、この動きはどう広がるのか、今後の川下の加工生産体制にも影響を与える可能性もあり、道内林産業関係者も(株)創建の動きに注視しているのではないかと思われます。そして“芯持ち柱材”的生産は身近で新しい目標となると思います。これをめざす森林所有者も増え、生産意欲を高めることにもなるかもしれません。先の協同組合は1本ごとに加工・流通履歴するシステムを導入していると聞きます。つまり产地証明も考えた販売対策となれば、それは認証材システムそのものにも通じることになると思います。

◇「認証材にメリットはない」の声

現実には森林認証のCoC管理事業体を取得している会社もそれ以外の会社も「認証材にはメリットがない」という声が多いのも事実です。

SGECが創立されて約12年になりますが、認証丸太から認証材として消費者に届いた数量は少なく、「さっぱり売れない」という現実に直面しております。

過去にはカラマツは林業関係者でさえ「卖れない、安い、役に立たない」と酷評していました、ところが現在、カラマツ材は北海道林業、林産業発展の主要な原動力となっています。今日のカラマツの姿を誰が予測したでしょうか。「卖れない」と思っていたカラマツは道外からの受注があって販売につながったのです。このことを教訓として今日に生かさなければならないと思うのです。

認証取得者が認証システムを維持管理するのに支払われる管理費用の負担は小さくありませんが、実現可能な先行投資と考えるか、どうかの判断だと思います。私は「認証材のメリットは地域の人達自ら獲得するもの」と期待しているところです。

認証材そのものが既存の木材市場に影響を与えるほどの価格形成力や安定した供給量を確保していない現状にありますが、先に述べた「地産地消」と認証材を組み合わせ地域振興に結びつけた市町村の事例は、「魄より始めよ」の故事を踏んだものと考えます。

私は国際的な森林経営や管理を求める森林認証制度が広く認知されるに従い、認証材が既存の一般材の生

産、流通、販売ルートに参入しながら、近い将来には社会的評価を高めていくとともにと確信しております。



プレカットを待つ海外の認証製材品（赤平市）

◇SGECとPEFCとの相互承認の時代へ

平成15年，“日本にふさわしい”認証制度として創設されたSGECですが、昨年、PEFCに加盟し、来年には相互承認という形で国際的な認証制度の仲間入りすることになっております。

相互承認というのは、簡単に言うと、世界的な潮流となってきた森林認証制度の普及、定着化に伴い、我が国のように独自の国内版森林認証制度では国境を越えると、通用しないために、FSCと世界を二分している認証制度のPEFCに加盟し、同等の立場で主張することができるようになったのです。基本的には制度の仕組みに変わりはなく、国内認証材から国際的認証材として市場中心の供給体制に格上げし、これからもSGECは、認証取得者が持続可能な森林管理や木材利用を進めていくことができるようなシステムの構築をめざすことになります。

これに伴い「CoC認証ガイドライン」が改正され、「リスク評価（DDS）」に関する事項が導入されました。これはCoC認証が扱う全ての原料や製品に対し、その出處に問題がないかどうかの管理を重視するものです。

つまり道産材であっても産地証明のない原料丸太や製品はその出處が問われることになるのです。そのほかには、国内法、国際条約、保全すべき森林からの出材、保護対象の種、絶滅危惧種に関する国際取引、先住民の諸権利、伐採国の交易や関税に関する法令、原生林の他植生への禁止などを遵守することが要求事項となっております。

従来の分別・表示管理システムでは非認証材と認証材を場所、時間で分離するだけでしたが、原材料や製品自体に対して小さいリスクから重大リスクまで区分して評価しなければならないのです。認証材に出處不明の原材料等が混入しないように監査する責任（リスク）が大きくなっています。同時に原材料等の入荷から出荷までの過程を説明できる関係文書を作成することも事業体に課せられます。

では相互承認でどのようなことが有利となるのでしょうか。SGECが国際的認証になったことで、対等の立場で国内の認証材が外材輸入国に受け入れられる

ことになります。しかし、輸出に関わらない事業体にはその効果は期待できないということになりそうですが、国際規格は都道府県レベルにもやがて波及し、道産材（県産材）に対しても産地証明、合法木材を必須条件となる方向も考えられます。

またどの国でも国際認証材であることが木材調達の条件となるために、特に国の公共事業による大型建築物等に認証材が優先的に使用することを検討されています。

しかしながら国際基準の認証制度になったとしても国内林業における認証材の優位性はまだ確立していません。その一方で、森林認証制度自体が国際基準でなければならぬために、このままでは外材輸入国・日本の独自の森林認証制度は先進国から大きく取り残されるという危惧がある、相互承認を急いだのではないかと私には感じられます。そのため認証取得した事業体からは関連情報や説明不足の指摘や認証審査費用の負担が増すという不安、審査方法の煩雑などの課題も残されております。

◇産官で森林認証制度の活用を

最後に、徳島県の事例を紹介します。徳島県の平成37年までの10か年中期計画「新次元林業プロジェクト」では「主伐を推進し県産材の増産を図る」としています。その方策は人材育成や路網整備、高性能林業の機械化（主伐システムの確立）などを体系化しながら取り組む意欲的な事業だと思います。

注目するのは、①森林認証材のCoC認証の分別管理に取り組む事業体を増やすこと、②人工林乾燥材出荷割合を増やすこと、③A材のブランド化を進めること、この3つを組み合わせて推進するという一步踏み込んだ計画案です（全林協News Letter, 2015.06）。

以上、最近の北海道林業の動きを概観しましたが、糸余曲折しながらも前に進んでおります。それを察知しながら、地域林業の活性化を第一に考えるなら、森林認証制度の積極的導入を図り、管理・運営体制を確立することによって、林業・林産業関係者の連携や合意形成も容易になると思います。産官が足並みを揃えて森林認証制度を活用すれば道は開けるものと思います。



道産カラマツ材使用の木造住宅（札幌市内）